

令和 8 年 6 月
千早赤阪村議会村づくり常任委員会
会議録

開会 令和 8 年 6 月 1 0 日

閉会 令和 8 年 6 月 1 0 日

千早赤阪村議会

令和8年6月村づくり常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和8年6月10日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委 員 長	尾 崎 充 宏	委 員	南 本 齋
副 委 員 長	井 上 浩 一	委 員	畑 智恵美
委 員	田 村 陽	委 員	建 石 和 則
委 員	中 野 智 子		

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	民 生 部 長	中 野 光 二
副 村 長	西 井 秀 孝	総 務 政 策 課 長	菊 井 秀 行
地域活性化推進担当部長	日 谷 順 彦	住 民 課 長	酒 見 健 司

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	柏 原 美 佳	議 会 事 務 局 書 記	坂 本 由 希
-------------	---------	---------------	---------

7. 付託案件

1. 議案第29号 千早赤阪村印鑑条例の改正について
2. 請願第1号 年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願

午前１０時００分 開会

○尾崎委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は７名です。定足数に達していますので、令和８年６月村づくり常任委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は条例１件、請願１件となっています。ご審査のほどよろしくをお願いします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けていますので、省略します。

審査は１議案ごとに担当者より説明していただき、採決を行います。

それでは、順次議題とします。

議案第２９号千早赤阪村印鑑条例の改正についてを議題とします。

本案件についての説明を求めます。

酒見住民課長。

○酒見住民課長 それでは、議案第２９号千早赤阪村印鑑条例の改正について、ご説明いたします。

本議案は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴い、新たに交付される個人番号カード、マイナンバーカードの機能を有した特定在留カード等に記録された署名用電子証明書を利用した印鑑登録証明書のオンライン交付申請を行うことを可能にするための所要改正を行うものでございます。

また、現在の印鑑登録手帳は証明書交付記録欄が不要であり、印鑑登録手帳の在庫が今年度途中でなくなる見込みのため、カード型とし、名称を印鑑登録証とするため、併せて本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第７条から第１５条中、印鑑登録手帳を印鑑登録証に改め、第９条の２に特定在留カードに関する文言を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正前の規定により交付された印鑑登録手帳は改正後の印鑑登録証とみなすものでございます。また、この改正により、手数料条例の別表１の９の項中の印鑑登録手帳の交付を、印鑑登録証の交付に改めるものでございます。

以上、説明といたします。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

畑委員。

○畑委員 ご説明ありがとうございます。

この印鑑登録証をカード型にするということですが、それは紙のカード型ということでしょうか。マイナンバーカードにセットにする云々に関しては、在留外国人の方のみというふうに理解してよろしいでしょうか。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 現状、この印鑑登録手帳ということで見開きの手帳型にしたものをお配りしています。それをカード型、今、申し上げた1枚もののマイナンバーカードはご存じだと思うんですけど、まだこれよりワンサイズ小さいカード型に変えるものでございます。

なお、同じ素材の紙のカードにしますので、内蔵したチップとかプラスチックカードではございませんので、今と同様の紙の厚紙のカードにするものでございます。

○畑委員 ありがとうございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 今のと併せて、将来的にはマイナンバーカードの中に入れていくというような何か方向性とかいうのはあるのでしょうか。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 印鑑登録証自体、マイナンバーカードに入れていくかというご質問かと思うんですけど、まだ全国的に印鑑登録手帳自体マイナンバーカードに入れておられるというような取組ができるのかはちょっと別として、今、恐らくないかなと思います。運転免許証とかいろんな部分、マイナンバーカードと連動はされておりますが、現状のところ、どこの市町村もそういった取組、まだ国のほうもそういったものはないというふうに認識しております。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 この条例案を見る限り、実際役場に来庁して申請する場合には、この印鑑登録証が必要になるということですね。一方で、オンラインで申請する場合には、印鑑登録証がある意味必要ないということですね。そういう立てつけになっていると思うんですけど、その理解でまず合っていますか。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 ご指摘のとおり、窓口交付の場合は印鑑登録手帳を持参していただいております。オンライン申請の場合は印鑑登録手帳は不要で、マイナンバーカードをお持ち

であれば、個人、その人本人だということをマイナンバーで読み込んでおりますので、オンラインで申請できるという仕組みにしております。

なお、印鑑登録手帳には印鑑登録番号というものを登録していただいております。この印鑑登録番号が、印鑑登録証明証を発行する合鍵みたいな仕組みになっておりますので、オンライン申請していただく際は必ず印鑑登録番号を入力いただくというような形で、マイナンバーカードで本人であるという認証と印鑑登録された番号をお持ちだということの両方で、オンライン申請の場合は不要というような形にしております。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 登録番号が必要という事項はこの9条の2になるのかな。こういうのは特に記載はないけれども、手続としてはそうしているということですか。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今ご指摘のとおり、条例等では細かな運用上の規定等はありません。施行規則のほうでこういった様式等も別で定めさせていただいております。そちらのほうで細かな様式、登録番号の記載等も記入しているというような流れでございます。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

つまり、番号を控えておけば別かもしれませんが、基本的にはオンライン申請の際にも手元に印鑑登録証、もしくは印鑑登録手帳を持っておくことが、やはり実質的には必要になってくるということですね。了解いたしました。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 特定在留カードについて、ちょっと教えてください。

これは現在在留する村内の外国人の方が対象になるかと思うんですけれども、外国籍の方が。これからマイナンバーカードの機能を有した特定在留カードの交付が始まるということですが、これは新規に申請された方に対して適用されるということで、一番下の附則にあるのと同じように、これまで既にされている特定在留外国人の方に関しては、これまでどおり、そのまま使えるというふうに理解してよろしいのでしょうか。新規の方のみ、この対象となるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 はい、おっしゃるとおり、今までお持ちの在留カード、またマイナンバーカード2枚お持ちの方は、もちろんマイナンバーカードをお持ちという部分でオンライン申請もできますので、今の状態のままでも何分不自由なく使えます。

なお、国のほうが今まで手続に、在留カードであれば在留カードの届け出場所、マイナンバーであればマイナンバーの届け出場所、2つの機関に届け出が必要であったものを1つに一体的にすることで、利用者の利便性を図れるということで取組をされたもので、特段、今、お持ちの方々は今までどおり、何も不自由なく使えるというものでございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 そうしますと、そういうお持ちの方に対して、一体化する手続をしてください等の勧奨も行わないということによろしいでしょうか。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今、考えておりますのは、本議会で条例改正後、印鑑登録手帳のマイナンバーなりを使ってオンライン申請ができるという周知を改めてするいい機会かなというふうには思っていますので、そういったところで周知は、こういった方々、外国人も利便性が図れるようになっておりますというような周知は、ホームページなりでもさせてもらいたいと考えております。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

ここで休憩します。10時25分から再開します。

午前10時12分 休憩

午前10時25分 再開

○尾崎委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

請願第1号年金の毎月支給を求める意見書提出に関する請願を議題とします。

本案件について説明を求めます。

畑委員。

○畑委員 請願第1号のご説明を申し上げます。請願内容を読んで、説明とさせていただ

きます。

請願趣旨。厚生労働省の調査によると、総所得の8割以上が年金を主たる収入とする高齢者世帯が6割となっています。まさに年金は老後の生活を支える主要な柱となっています。

その年金額について、1989年（平成元年）までは年4回支給でしたが、現在は年6回つまり隔月支給となっております。

日本の家庭ではその多くが、家賃や光熱費など毎月支払いとなっているように生活設計は1か月単位が基本となっております。働く人たちの賃金は毎月1回以上支払わなくてはならないと労働基準法にも定められております。年金受給者にとって年金は賃金と同じであって、生活設計に欠かせないものであります。

欧米諸国では、スイス、カナダ、ポルトガル、フランスなどで年金の毎月支給が実施されており、さらに進んだところでは、ニュージーランドで2週間に1回支給、イギリスでは毎週支給となっていて、今や年金の毎月支給は国際水準となっています。

国民生活の実情に即した安心、信頼の年金制度にして、国民の暮らしを守ることは政府の当然果たすべき役割であり、それに向けて前向きな検討が進められていると思われませんが、それを後押しするためにも貴議会において地方自治法第99条に基づき下記事項に係る意見書を総理大臣をはじめ関係大臣に提出していただきますようお願いします。

その内容ですが、年金支給を国際水準並みに毎月支給に改め、年金受給者の生活安定に資するよう改善すること。

以上です。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

中野委員。

○中野委員 年金の支給について、ご質問させていただきます。

まず、今、年金受給者に関しては3,500万人という、ほぼそれぐらいの方が受給されていますが、この振込手数料に関して、毎月支給になるということは6回を倍にするということです。この振込手数料は、国の予算の中から使われているものなのでしょうか。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ちょっと待ってくださいね。年金の運用の中で行われております。だから、実は年金を支給するに当たって、いろいろ経費がかかります。年金に絡んで働いている方もいらっしゃいます。それは全て日本年金機構の中で行われております。ですから、その振込手数料というのも、年金機構の予算の中で使われていると理解しております。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。年金機構自体が国から出資をされた機関なのか、もしくは年金機構は皆さんの年金を集めたその中だけでやっていらっしゃるのかということを含めて、この振込手数料事務作業費、これを今後どこが負担していくのかによって、この案というのは賛成か反対かに分かれると思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 日本年金機構は、今、年金積立金およそ300兆円を持っております。そして、様々なところで運用されております。運用益が年間、利子とか配当だけで4兆円あります。これは、ずっとこのところ大体それで推移しています。最近の株高でさらに上がっている可能性もあります。ですから、そこに税金が入っているのではなくて、基本的に年金の仕組み全体から言えば、またもう少し細かい議論が必要だと思いますが、今、年金支給に関してはその予算の中で行われております。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。ただ、年金、特に国民年金に関しては、今、配当するお金もすごく低くて、外国でこれぐらい低いところはないというぐらい受給の金額が低くなっております。同じ年金の中でお金を回していくのであれば、今の最低限の国民年金をちょっとでも増やしてあげるほうが、振込手数料だけで220円として計算したら、今回毎月支給にすると440億円、大方500億円違うわけです。こういったことを考えると、それを皆さんにちょっとでも分配したほうが、皆さんの生活の足しにはなるかなと思います。それはいかがですか。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 年金の額に関しては、ご指摘のように大きな課題がございます。それと年金を支給することとは別次元で、それは国の政策として、もっと年金を上げていくためにはどのような政策が必要かを、もっと深く議論されなければいけないことだと思います。

既にマクロスライド（マクロ経済スライド）ということで年金が目減りしていつています。今年度も2%のアップですけれども、物価上昇率3.2%に比べると実質マイナスになっています。これがずっと続いてきているわけですね。ですから、今、ご指摘の問題は根本的に検討する必要があります。そこに関しては賛同いたします。

ただ、毎月年金を振込みするということに関しては、今、理由のほうで申し上げたとおり、家賃や光熱費、特にそこで問題とさせていただきたいのは、実は公的年金で生活されている方が今8割ということ、メインになっているのが8割と言いましたけれども、年金10万円以下の方がおよそ44%、それから15万円以下まで含めると62%程度の方が低い公的年金額で生活されて、それぞれに何やかんや非常に大変な思いをされていて

ます。だから、毎月支給を要求する一番の理由は、そういう方々の1か月の生活というのはやはりいっぱいいっぱいなんです。で、それが2か月に1回になると、その間にもう枯渇してしまう。だから毎月支給であれば最低限、家賃、光熱費等の最低限必要なものの生活設計が組み立てやすくなるという事情がございます。だから、年金額が高い人ほど貯蓄が多いという結果も出ております。だから年金額をある程度以上持っている方は、別に2か月に1回でもいいんです。ただ、今、私たちがここで問題にしている一番の根拠のところは、やはりそういう生活がいっぱいの方々が毎月支給にしてほしいという声が大きいうことでご理解いただきたいと思います。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。根本的に年金額を上げるという大きな太い幹を、国のほうで対策を練っていただいて、私たちが村から上げる意見としては、まずはこの村として、これが本当にこの村から上げる意見として望ましいものなのかということ考えたときに、この村の中で、この意見に賛同された方というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 何人いるかというふうにアンケートを取ったわけではありませんので、そのところは分かりませんが、この年金者組合に加入されている方が全国で約10万人です。大阪府で約5,000人となっております。そのうちのやはりお金がなくてしんどいという方は、何人かのお話は聞いておりますけれども、じゃあ、その割合がどうかというところまでは把握しておりません。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 まず一番最初にこのお話をお聞きしたときに、住民の方に、年金受給者の方に質問しました。森屋と水分と川野邊と東阪の人を対象に68名、そして小吹台の方は28名に聞きましたところ、ほぼ9割の人が現状でいいと。今、やっと慣れてこの生活をしていると。ただ、問題はそこじゃないというふうな形で、いろんな意見を持っていらっしゃる方が多かったので、私はこの村として、これを国に上げるにはまだ十分な皆さんの考えを聞いてからのほうがいいかなと思いました。取りあえず、その辺はもう一度検討していただければと思います。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 多くの方に聞いていただいたということで、ありがとうございます。ただ、やはりどういう聞き方をしたかというところが問題かと思います。毎月年金になるとこれだけ振込手数料が増えるからすごい大変よという前置きでもし聞かれたとしたら、反対され

る方が多いのかなと思います。本当に生活がしんどいという方、いっぱいいっぱいやっていますという方が、先ほどの比率でいくと、村の方はひょっとしたら裕福な方が多いんでしょうか、分かりませんが、やはり全国的に見るとこういう問題がある。それを踏まえて、恐らくこの日本年金者組合の方は請願を出されていると思います。

これまでも年金者組合のほうはマクロスライドをやめるようにとか、実質少なくなっているからそれを増やすようにとか、また国の負担額を増やすようにとか、様々な意見は出されております。今回は、まずはこの1つを出したというふうに伺っております。

そういう意味で、おっしゃるようにいろんな問題、課題があります。それはやはり今後引き続き検討していく必要があるというふうには理解しておりますが、今回はこの1点に絞ったシンプルな請願という形で理解させていただいております。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 この請願をちょっと拝読させていただきまして、思ったのは中野委員と基本的には同じことで、やはり振込回数というものを増やしてしまうと事務量も増えるでしょうし、人件費も増える、振込手数料も増えるということで、やはりこれはトータルの、最終的にはやっぱり支給額のほうにマイナスの影響を与えるんじゃないかというところが一番気がかりなところなんですね。

逆にちょっとお聞きしたいのは、トータルの金額が下がっても1か月単位のほうがいいのかというふうにお考えなのか、その点どういうふうにお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 当然一番大きな要望としては1か月単位の額をアップするということです。今回の請願では、まずは生活のリズムというところにおいて、当然、今、事務量、いろんな振込手数料がかかりますけれども、年金の運用のほうで300兆円、それから運用資金、運用上の利子、配当で4兆円あるわけですから、そこの一部を使つていただくことによって、諸外国と同じような毎月の生活リズムというのを組み立てることができるという意味で、そこに限定して要請しております。そういうふうに理解しております。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 結局トータルで少なくなっても、1か月のほうがいいのかということなんですか。結局そこやと思うんですね。いろいろほか、GPIFの話とかしても、それがどうなるかというのはちょっと分かりませんが、その点をどういうふうにお考えなのか、教えてください。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 当然それを駆け引きにすることを求めているかもしれませんが、当然この2回、毎月振り込みすることによって年金額が減りますよというようなことを提示されたとしたら、それは大きな問題になると思います。反対します、もちろん。それによって年金額が減るのは、また次元の違う問題であるというふうに捉えます。なぜかといったら、先ほどから言っているように、十分事務費に使える資金を年金機構が持っているということを根拠にしております。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 そうおっしゃるんですけど、結局GPIFの運用というのは、年単位で見たら大幅にマイナスになっている年とかもあるんですよ。それを全部ならしたらトータルでプラスというだけであって、今後それこそ株式市場の動向とか、国債の金利も上がりますよね。そこら辺も評価額とかどうなっているかなとか思ったりはしますが、なかなかそこだけで、何とか今後、一時的な収入で恒常的な分を賄うというのは、基本的には僕はあんまりすべきではないよな、ちょっとリスクーだよなというふうに思っています。

なので、それは結構やっぱり、事務費がどれくらい減少する可能性があるのかとか、逆に2か月に一度、3か月に一度にして、トータルの額を増やすほうがもしかしたら生活の向上には資するかもしれないというところで、やはり何かそこら辺がちょっと1つキープポイントかな。その説明をしっかりといただけたらなというところかなと思います。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

建石委員。

○建石委員 今、ほかの委員の方の質問で大体お答えは分かったんですけども、やはり根本的に年金、年金というのは全ての年金だと、厚生年金とかも含めて全ての年金やと思うんですけども、トータルの受給額が増えるということであれば一番いいかとは思いますが、そうではなく、限られた枠の中で運用をしていくと。それで手数料的なことも含めてやっていくということであれば、2か月に1回、現在されているんですけども、2か月に1回というサイクルが、もう皆さんそういう生活に慣れているというか、そういうサイクルで生活されていると思うんですよ。どうしても毎月にはしないといけないという理由というんですかね、その辺が私にとって、しっくり入ってこないんですよ。

ここに書かれているのであれば、生活設計は1か月単位が基本ですと書かれているんですけども、それはそれで分かるんですが、もう既に2か月に1回の支給は受けているとい

う生活サイクルの中で、家計を運営されていると思うんですけど、どうしても毎月でないといけないという理由ですね。これ、ここに書かれている以上の理由というのはないんでしょうか。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 私のほうの理解がどこまでできているかというと、非常に曖昧な部分もありますけれども、まず1点は公的年金のみで生活されてて、かつその額が少ない方からの要請なんです。一番大きい、この毎月にしてほしいという要請は。ですから、年金額がある程度で、貯蓄がある程度ある方は、2か月に1回のリズムで特に問題はないというふうに感じられている方が多いかと思います。

ただ、この声が上がってきた一番の背景は、やはり年金額がぎりぎり生活されている方、そういう方は生活設計として1か月単位にしてほしい。例えば、高齢者、年金をもらっている方に関して、家賃も光熱費も2か月に1回でいいですよというふうになるのかどうかですよ。恐らくそういうものは民間ベースの問題もありますし、ならないというふうに理解されます。そうすると、やはり給与をもらっていた時代から労働基準法においても月1回というふうに定められて、その生活リズムというのはひと月で生活を組み立てるというのが基本的な生活スタイルだということだと思います。

だから、2か月で慣れた方がいるかもしれませんが、やはり新規に今年年金を受給する方で、そのところをね、やはり毎月であれば、よりその方の生活設計も移行しやすいという点もあるかと思いますので、今後の方向性としては、やはりひと月に1回というのがある意味、年金受給者の権利として成立させてほしいという請願の意図だというふうに理解しております。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 今、以前は男の方が働いて女の人は主婦をやって、そしてご主人が亡くなったときに遺族年金とか、いろんな形での年金というのはすごい複雑に多種多様の種類があって、それを管理して、その中の一部分の国民年金の受給者の低い人というのだけを対象にすると、昔と今は違ってほとんどが共稼ぎの時代と言われるぐらいなので、この年金の仕組み自体も一時したらまた変わってくると思うんです。ですから、やはりこれを請願してやって、何年か先、何十年か先にそういったものがちゃんとなったときには、もう皆さんほとんどの方が、女性も男性も働くという時代に入ってるんじゃないかなと思いますので、その辺は検討されて、確かに手厚いことも、今の低所得で年金だけで生活している人は大変だと思いますが、でも勤めてた人は自分でその分、若いときにかけて自分に返ってくるわけだから、そのときは、若いときは国民年金をあんまりかけてない人はそれだけ楽

だったわけです。ですから、その人たちも、その当時は企業年金とか民間の年金をかけられている。そして、国はそれを税金から引いていくという仕組みになってたわけですから、そこだけを捉えるのは、私はちょっと不公平さがあるかなと思いますので、ちょっとその辺は検討していただきたいと思います。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ご指摘ありがとうございます。ただ、今の中野委員がおっしゃった壮大な将来に向けての話ではなくて、それはどうなるか分かりませんが、今現実には結婚しない方が増えてます。それで非正規労働の約半分以上は女性の方です。かつ低賃金です。年金も払えない、いっぱいいっぱいだという方がたくさんいらっしゃいます。そういうところを考えると、下流老人という言葉も生まれたくらいで、やはり老後に生活が困窮する方はすごく多くなるというふうに推計されております。そういう意味では、今おっしゃったような非常に楽観的なご意見に関しては、やはりある一定収入以上レベルの方のお話かというふうに伺いましたので、私、この請願が見ているところは、そういう層の人たちではないというふうに理解しております。

○尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 ここで暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時54分 再開

○尾崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の意見を許可します。

中野委員。

○中野委員 年金受給者3,500万人を対象として、幾ら年金機構の手数料とはいえ450億円近くを使って請願するということには反対です。

年金が何兆円単位で保有されているのであれば、支給金額を上げることのほうが望ましいと思いますが、支給回数ではないと思います。

また、本村の部分的な意見ではありますが、100名弱の方々の意見としては現状に慣れている。そして、その使い方に個人的な取組をするということを含めて、ここの村で必要を感じていないということでしたので、今回村議会からの申請を反対させていただきます。

○尾崎委員長 次に、本件に賛成者の発言を許可します。

畑委員。

○畑委員 この請願に対する賛成討論を行います。

現在、年金受給者、直近に一番近いデータで3,641万人、このうち公的年金15万円未満の方は61%に上ります。物価高の中、非常に厳しい生活を強いられております。もちろん年金額をアップするというのが一番重要なんです、まずその低い年金額で生活されている方々は毎月、次の年金日までにはほとんど枯渇するようないしんどい思いで生活していると聞いております。

請願理由にも挙げられていますが、家賃、光熱費は毎月1回であり、給与も労働基準法で月1回以上と定められている中、高齢者は年金をもらっているのだから2か月に1回でいいという理由にはならないというふうに考えます。

そして、それが慣れているからということで、そうすればどんな状況であっても慣れていたらいいんでしょうか。そこに問題があるのであれば、そこに対して意見を述べていくということが私たちの姿勢ではないかというふうに思います。

また、振込手数料を毎月にすることによって数十億円アップするというふうに言われております。先ほどご発言にあったように、何百億円というふうな試算はございません。また、さらに年金積立金は300兆円程度あり、運用益も毎年4兆円程度で、ここ20年ほどのデータでは年々それは増加しております。その傾向はデータでも示されております。その運用益を使うだけで毎月支給が可能になり、特に半数以上の非常にぎりぎりで生活される年金受給者の生活設計には、必要不可欠なものだというふうに考えております。

よって、本請願に対して賛成をいたします。

○尾崎委員長 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 これにて討論を終結します。

本件は起立によって採決します。

本件を採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成2名 反対4名)

○尾崎委員長 賛成2、反対が4ですね。

起立少数です。よって、本案件は不採択とすべきものと決しました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和８年６月村づくり常任委員会を閉会します。

皆さん、お疲れ様でした。

午前１０時５８分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

村づくり常任委員会

委員長 尾崎 充宏